

令和7年度近畿中学校総合体育大会 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）における大会参加にかかる規定について

※この細則は、必要に応じて毎年修正・改良を行う事とする。

令和7年度地域クラブ活動の出場に関する細則を以下のようにする。なお、団体が大会参加を希望する場合には、都道府県中学校体育連盟と都道府県中学校体育連盟バスケットボール部が条件を満たしているか協議・確認をしたうえで参加を認める。

【出場を認める条件】

地域移行モデル地区や自治体主体で地域移行を進めるために設置されている、地域移行の受け皿となっている地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）であること。

ただし、対象の地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）は府県中学校体育連盟に加盟している単独又は複数の中学校単位で編成されており、日常的に活動が持続されている場合に限る。

なお、複数の中学校から選手を選抜し、編成された地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の出場は認めない。

『単独又は複数の中学校単位で編成されている』について

- ・一つの中学校の一部の生徒（一人でも）が、他の地域クラブ活動に参加している場合は、その地域クラブ活動の出場は認められない。
- ・地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）を構成する学校数に制限はないが、構成する学校の生徒（バスケットボール大会に参加を希望する）全員が参加していることが条件。

令和7年度奈良県中学校体育連盟主催大会への地域スポーツ団体等に所属する中学生の参加資格についての特例
奈良県中学校体育連盟バスケットボール専門部細則

(1) 全国大会と全国大会につながる予選に参加できるチーム

- A 各都道府県中学校体育連盟に登録された、国公私立中学校バスケットボール部
- B 各都道府県中学校体育連盟に登録され、各都道府県の教育委員会あるいは市区町村の教育委員会及び奈良県中学校体育連盟バスケットボール専門部内規で取り決めたルールに従って編成された国公私立中学校バスケットボール合同チーム
- C 条件を満たし奈良県中学校体育連盟及び奈良県中学校体育連盟バスケットボール専門部に認定された地域スポーツ団体等

<チーム及び選手認定の条件> 以下の①～⑧を全て満たすこと。

- ① 奈良県中学校体育連盟主催大会への地域スポーツ団体等に所属する中学生の参加資格についての特例と令和7年度全国中学校体育大会地域スポーツ団体等の参加の特例バスケットボール競技部細則に該当するチーム及び選手とする。
- ② 地域スポーツ団体に所属する選手が所属する学校内にバスケットボール部が設置されていないこと。
- ③ 地域スポーツ団体に所属する選手が所属する学校の所在地が市郡（受け皿となっている地域）をまたいでいないことを原則とするが、選手が所属する学校長の承認があれば専門部で協議する。
- ④ 地域スポーツ団体で日常継続的に活動を実施している者の中から上記①・②を満たしている者だけを選抜し、当該地域スポーツ団体名で出場することは認めない。また、地域スポーツ団体で日常継続的に活動を実施している者の中から上記①・②を満たしている者だけを選抜し、今後新たにチームを新設した上で令和7年度の大会に出場することも、地域移行の受け皿として日常継続的に活動が実施されてきた実績がないため認めない。
- ⑤ 奈良県中学校体育連盟にチーム登録料を納入したチーム及び選手登録料を納入した者とする。
- ⑥ 全国中学校体育大会開催基準及び近畿中学校総合体育大会開催基準に記載される内容を網羅していること。
- ⑦ JBAのチーム登録が完了していること。
- ⑧ チームの所在地が明確であり、日常持続的に練習している場所とチーム所在地が一致していること。『チームの所在地及び日常持続的に練習している場所とは、加盟認定申請書（様式1）の主な活動場所とその他活動場所にあたる。（様式1）の主な活動

場所とその他活動場所は同一市郡にあることとし、活動の大多数をそれらの場所で行っていること。』

- ⑨ JBA の個人登録が完了していること。
- ⑩ 地域スポーツ団体の所在地がある市町村において、バスケットボール部が設置されていない中学校に所属するバスケットボール競技への活動希望者がすべて参加できるよう、募集要項やホームページ等で公募がなされていること。
- ⑪ 資格（JBA コーチライセンス）を有する20歳以上の者が指導に当たっていること。
- ⑫ 各種大会に大会役員として派遣できる20歳以上の指導者がいること。審判員として派遣する指導者については資格（JBA 審判ライセンス E 級以上）を有する20歳以上の者とする。
- ⑬ 地域スポーツ団体へは学校単位での参加とし、同じ学校の生徒が複数の地域スポーツ団体に分かれて奈良県中学校体育連盟主催の大会に参加することはできない。

（2）地域スポーツ団体の大会参加にむけての中学校体育連盟への登録について

- ① 登録・・・奈良県中学校体育連盟
- ② 認定方法・・・奈良県中学校体育連盟への認定手続きは所定の加盟認定申請書（様式1～3）を用いること。バスケットボール専門部へは、令和7年度地域スポーツ団体への選手参加承認書を選手が所属する学校長から承認をもらい天理北中学校橋本隆生まで送付すること。認定の可否については奈良県中学校体育連盟と奈良県中学校体育連盟バスケットボール専門部が協議し行う。
- ③ 申込期間・・・奈良県中学校体育連盟が設定した期間とする。『令和7年度は1月7日（火）～3月19日（水）が申込期間となり、認定については5月2日（金）までにメールで通知される。』

※申込期間を過ぎた際は、その年度における中学校体育連盟主催大会には出場できない。

（3）大会出場について

- ① 全ての選手、スタッフは、同一年度内に実施される奈良県中学校総合体育大会より全国中学校体育大会まで、一人同一のチームでのみエントリーを可能とし、複数のチームからエントリー及び出場することはできない。監督、コーチ、アシスタントコーチ等のスタッフにおいても同様とする。

転校により所属学校や所属チームの変更が生じた際も、全国中学校体育大会や近畿中学校体育大会につながる各都道府県予選にエントリーもしくは出場した後は、新たな所属学校や所属地域スポーツ団体から出場することはできない。

- ② 各チームから大会に参加できるチームは1チームとする。

例：〇〇A、〇〇Bなどは認めない。

- ③ 大会のエントリー用紙に必要事項を記入、捺印の上、JBA チームメンバー一覧表を添えて申込期日までに所定の申込先に申し込むこと。

- ④ 地域スポーツ団体等の大会参加に係る必要経費（大会役員の交通費や日当を含む）については、すべて当該地域スポーツ団体から捻出することとする。

（4）選手の移籍について

- ① 国公立中学校については、転校による場合は移籍とみなさない。

- ② 上記（3）①以外については、JBAの規定通りとする。

（5）大会運営について

参加する地域スポーツ団体から、必ず大会の運営役員を選出すること。運営役員は審判員、その他大会役員として大会運営に協力していただく。

※チームが負けた後も大会期間中は運営に協力すること。

（6）その他

- ・認定後にこの細則に違反があった場合は奈良県中学校体育連盟と協議の上、大会参加を取り消す場合もありうる。

大会参加後であった場合は大会結果を取り消すこともありうる。

- ・令和8年度以降については、令和8年度全国中学校体育大会地域スポーツ団体等の参加の特例バスケットボール競技部細則等が発出された後、それらに則って検討、決定していく。
- ・この細則は必要に応じて今後も検討を続けていく。